

病 院 の 開 設 等 に 関 す る 指 導 要 綱 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
(目的) 第1条 この要綱は、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)に定めるもののほか、病院又は診療所（以下「病院等」という。）の開設等をしようとする者が遵守すべき手続等に関し必要な事項を定めることにより、奈良県保健医療計画（以下「医療計画」という。）の趣旨に沿った医療提供体制の整備促進を図り、もって県民に対する良質な医療の確保に寄与することを目的とする。 (用語の意義) 第2条 この要綱において「病院の開設等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 法第7条第1項に規定する病院の開設 (2) 法第7条第2項に規定する病院の病床数の増加又は病床の種別の変更（結核病床の病床数のみの増加又は感染症病床の病床数のみの増加の場合を除く。） (3) 法第7条第3項に規定する診療所の病床の設置又は病床数の増加 2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「施行令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）及び医療計画の定めるところによる。 (開設者の責務) 第3条 病院の開設等をしようとする者（以下「開設予定者」という。）は、この要綱に定める手続等を遵守するとともに、医療計画の達成の推進に資するために必要な協力をするよう努めるものとする。 (事前協議の申出) 第4条 開設予定者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、病院の開設等に係る許可の申請（以下「開設許可申請」という。）を行う前に、当該病院の開設等の概要について、知事に協議を申し出るものとする。 (1) 病院等の開設者に変更がある場合で、当該病院等の所在地の変更、病床数の増加又は病床の種別の変更を伴わないとき。<u>ただし、当該開設者の変更が次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。</u> <u>ア 倒産その他経営破綻により、廃止し、又は廃止しようとする病院等を譲り受けることによる変更である場合</u> <u>イ 医療法その他の法令違反により、廃止を余儀なくされ、又は自主的に廃止しようとする病院等を譲り受けることによる変更である場合</u> <u>ウ その他病院等を譲り受けることによる変更であって、県の地域医療に重大な影響があると知事が認める場合</u> (2) 同一の保健医療圏内において病院等の開設場所を変更する場合であって、<u>病院等の開設者</u>に変更がなく、かつ、病院等の病床数の増加又は病床の種別の変更を伴わないとき。 (3) 病床の種別の変更のみを行う場合であって、当該変更が、一般病床と療養病床の間で行われるものであるとき。 (4) <u>前三号に掲げるもののほか、病院の開設等を行おうとする保健医療圏における地域医療の状況等を総合的に勘案して知事が必要と認めるとき。</u> 2 <u>診療所の病床の設置又は病床数の増加であって、施行規則第1条の14第7項第1号から第4号までに掲げる場合に該当するもの</u>（以下「特例適用」という。）をしようとする者は、知事に協議を申し出るものとする。 3 知事は、知事が別に定める日において、保健医療圏（一般病床及び療養病床については法第30条の4第2項第10号に基づき医療計画で定める区域を、精神病床については全県の区域をいう。以下同じ。）ごとの既存病床数（施行規則第30条の33により補正した後の数をいう。以下同じ。）を確認し、その数が医療計画に定める基準病床数を下回る区域について、期間を定めて前2項の協議（以下「事前協議」という。）を募るものとする。 4 事前協議の申出は、前項の規定により知事が定める期間内に事前協議書を提出することにより行うものとする。ただし、当該病院の開設等に係る病床が施行規則第30条の32の2第1項各号（第14号を除く。）のいずれかに該当するものである場合は、随時に提出することができるものとする。 5 事前協議書の様式及び添付書類は、知事が別に定める。	(目的) 第1条 この要綱は、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)に定めるもののほか、病院又は診療所（以下「病院等」という。）の開設等をしようとする者が遵守すべき手続等に関し必要な事項を定めることにより、奈良県保健医療計画（以下「医療計画」という。）の趣旨に沿った医療提供体制の整備促進を図り、もって県民に対する良質な医療の確保に寄与することを目的とする。 (用語の意義) 第2条 この要綱において「病院の開設等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 法第7条第1項に規定する病院の開設 (2) 法第7条第2項に規定する病院の病床数の増加又は病床の種別の変更（結核病床の病床数のみの増加又は感染症病床の病床数のみの増加の場合を除く。） (3) 法第7条第3項に規定する診療所の病床の設置又は病床数の増加 2 前項のほか、この要綱における用語の意義は、法、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「施行令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）及び医療計画の定めるところによる。 (開設者の責務) 第3条 病院の開設等をしようとする者（以下「開設予定者」という。）は、この要綱に定める手続等を遵守するとともに、医療計画の達成の推進に資するために必要な協力をするよう努めるものとする。 (事前協議の申出) 第4条 開設予定者は、次の各号のいずれか該当する場合を除き、病院の開設等にかかる許可の申請（以下「開設許可申請」という。）を行う前に、当該病院の開設等の概要について、知事に協議を申し出るものとする。 (1) 病院等の開設者に変更がある場合で、当該病院等の所在地の変更、病床数の増加<u>または</u>病床の種別の変更を伴わないとき。 (2) 同一の保健医療圏内において病院等の開設場所を変更する場合であって、病院の開設者に変更がなく、かつ、病院等の病床数の増加又は病床の種別の変更を伴わないとき。 (3) 病床の種別の変更のみを行う場合であって、当該変更が、一般病床と療養病床の間で行われるものであるとき。 (4) <u>その他、病院の開設等を行おうとする保健医療圏における地域医療の状況等を総合的に勘案して知事が必要と認めるとき。</u> 2 <u>第2条第1項第3号に規定する場合で、法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合として施行規則第1条の14第7項第1号から第4号までに掲げる場合に該当すること</u>（以下「特例適用」という。）<u>の申し出</u>をしようとする者は、知事に協議を申し出るものとする。 3 知事は、知事が別に定める日において、保健医療圏（一般病床及び療養病床については、法第30条の4第2項第10号に基づき医療計画で定める区域を、精神病床については、<u>全県の区域をいう。以下同じ。</u>）ごとの既存病床数（施行規則第30条の33により補正した後の数をいう。以下同じ。）が、<u>医療計画に定める基準病床数を下回る区域について、期間を定めて前2項の協議（以下「事前協議」という。）を募るものとする。</u> 4 事前協議の<u>申し出</u>は、前項により知事が定める期間内に事前協議書を提出することにより行うものとする。ただし、<u>当該病院の開設等に係る病床が施行規則第30条の32の2第1項各号（第14号を除く。）のいずれかに該当するものである場合は、随時に提出することができるものとする。</u> 5 事前協議書の様式及び添付書類は、知事が別に定める。

改 正 後	現 行
(事前協議に関する指導) 第5条 知事は、事前協議の申出を受けたときは、法、施行令、施行規則、医療計画及び国からの通知等に基づきその内容を審査するとともに、必要に応じて、開設予定者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は事前協議に係る具体的な計画内容について聴取を行うものとする。 2 知事は、前条第1項の協議を受けた場合は、医療計画の達成を推進するため、事前協議の対象となる病院等が所在する保健医療圏の既存病床数の状況及び当該協議に係る計画病床数の状況を勘案して、当該協議に係る開設予定者に対し、必要な指導を行うものとする。 3 知事は、前条第2項の協議を受けた場合は、当該協議に係る開設予定者に対し、必要な指導を行うものとする。 (事前協議の結果の通知) 第6条 知事は、事前協議が完了したと認めるときは、開設予定者にその結果を通知するものとする。 (事前協議完了後の状況の把握等) 第7条 知事は、事前協議の完了した病院の開設等の計画に係る開設許可申請又は特例適用に係る施行令第3条の3の規定による病床設置の届出が、前条の通知から1年以内になされない場合は、当該許可申請又は当該届出に係る開設者等に対し、当該計画の進捗状況又は当該届出に係る診療所の現状について報告を求めることができる。 2 前項の報告を求められた開設者等が当該報告を行わない場合又は当該報告の内容に許可申請若しくは届出を行わない正当な理由がないと認められる場合は、当該事前協議は行われなかったものとする。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、病院の開設等に係る事前協議に関し必要な事項は、知事が別に定める。 附 則 <u>この要綱は、平成24年12月12日から施行する。</u>	(事前協議に関する指導) 第5条 知事は、事前協議の申し出を受けたときは、法、施行令、施行規則、医療計画及び国からの通知等に基づきその内容を審査するとともに、必要に応じて、開設予定者に対し、報告もしくは資料の提出を求め、または、事前協議にかかる具体的な計画内容について聴取を行うものとする。 2 知事は、前条第1項の協議を受けた場合、医療計画の達成を推進するため、事前協議の対象となる病院等が所在する保健医療圏の既存病床数の状況及び当該協議にかかる計画病床数の状況を勘案して、当該協議にかかる開設予定者に対し、必要な指導を行うものとする。 3 知事は、前条第2項の協議を受けた場合は、当該協議に係る特例適用の申出者に対し、必要な指導を行うものとする。 (事前協議の結果の通知) 第6条 知事は、事前協議が完了したと認めるときは、開設予定者にその結果を通知するものとする。 (事前協議完了後の状況の把握等) 第7条 知事は、事前協議の完了した病院の開設等の計画に係る開設許可申請又は特例適用に係る施行令第3条の3の規定による病床設置の届出が、前条の通知から1年以内になされない場合は、当該許可申請又は当該届出に係る開設者等に対し、当該計画の進捗状況又は当該届出に係る診療所の現状について報告を求めることができる。 2 当該許可申請若しくは当該届出に係る開設者等が前項の規定により求められた報告を行わない場合又はその報告の内容に当該許可申請若しくは当該届出を行わない正当な理由がないと認められる場合は、当該事前協議は行われなかったものとする。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、病院の開設等に係る事前協議に関し必要な事項は、知事が別に定める。